

## 小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成20年10月30日(木) 午後6時～午後6時22分  
場所 小田原市役所 第3委員会室

### 2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子  
2番委員 青木秀夫 (教育長)  
3番委員 桑原妙子 (教育委員長職務代理者)  
4番委員 和田重宏 (教育委員長)  
5番委員 山口潤

### 3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- |                      |      |
|----------------------|------|
| 学校教育部長               | 和田豊  |
| 生涯学習部長               | 清水清  |
| 生涯学習部次長・生涯学習政策課長事務取扱 | 時田光章 |
| 教育政策課長               | 曾我勉  |
| 学校教育課長               | 柳下正祐 |
| 教職員担当課長              | 西村泰和 |
| 課長補佐・学事担当主査事務取扱      | 栢沼一郎 |
| 課長補佐兼指導主事・指導担当主査事務取扱 | 長澤貴  |
| スポーツ課長               | 篠原祐子 |

(事務局)

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| 教育政策課課長補佐・教育政策担当主査事務取扱 | 座間亮   |
| 教育政策課上級主査              | 望月啓一郎 |

### 4 議事日程

- 日程第1 議案第17号 教育委員会委員長の選挙について  
日程第2 議案第18号 教育委員会委員長職務代理者の指定について

日程第3 報告第7号 事務の臨時代理の報告（小田原市学区審議会委員の委嘱）について

日程第4 議案第19号 小田原市立学校条例の一部を改正する条例の提案依頼について（学校教育課）

日程第5 議案第20号 小田原市スポーツ振興審議会委員の委嘱について（スポーツ課）

## 5 議事の概要

（1）委員長職務代理者開会宣言

（2）日程第1 議案第17号 教育委員会委員長の選挙について

桑原委員長職務代理者…本日の定例会は、委員長を選挙するまでの間、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に基づき、私が職務を執行いたします。

日程第1 議案第17号「教育委員会委員長の選挙について」を議題といたします。議案の朗読は省略いたします。教育委員会委員長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項及び第2項により、「任期は1年とし、教育長を除く委員のうちから選挙しなければならない」と規定されております。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に準じて、指名推選によっても差し支えないと解されております。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

御異議もないようですので、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。さらにお諮りいたします。ただいまの指名推選は、山田委員から指名していただくことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

御異議もないようですので、山田委員から指名していただくことに決定いたしました。それでは、指名をお願いいたします。

山田委員…教育委員会委員長に、和田委員を指名いたします。

桑原委員長職務代理者…お諮りいたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

御異議もないようですので、ただいま指名されました、和田委員が教育委員会委員長に当選、決定いたしました。

(委員長席の入れ替え)

和田委員長…それでは、日程第2 議案第18号「教育委員会委員長職務代理者の指定について」を議題といたします。議案の朗読は省略いたします。委員長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項におきまして、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員が、その職務を行う。」と定められております。委員長職務代理者につきましては、引き続き桑原委員にお願いしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議もないようですので、桑原委員が、教育委員会委員長職務代理者に決定いたしました。

(3) 会議録署名委員の決定…桑原委員、山口委員に決定

(4) 日程第3 報告第7号 事務の臨時代理の報告(小田原市学区審議会委員の委嘱)について(学校教育課)

提案理由説明…教育長、学校教育課長

青木教育長…それでは、報告第7号 事務の臨時代理の報告(小田原市学区審議会委員の委嘱)についてを御説明申し上げます。小田原市学区審議会委員の委嘱は、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかつたため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定により御報告するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

学校教育課長…それでは、御説明申し上げます。小田原市学区審議会の開催につきましては、前回の教育委員会協議会にご報告させていただきましたが、10月27日に第1回学区審議会を開催し、11名の委員を委嘱しましたのでご報告申し上げます。別紙資料の「学区審議会委員名簿」をご覧ください。

一般公募委員につきましては、10月1日から15日まで公募したところ、

10名の方が応募され、選考の結果、中川さん、廣石さんの2名の方に委嘱いたしました。また、小中学校長の代表につきましては校長会から、PTA代表につきましては小田原市PTA連絡協議会からご推薦いただきました。また、住民組織の代表につきましては、小田原市自治会総連合から、会長と城南中学校区及び城山中学校区の地区の連合会長をご推薦いただきました。学識経験者には、教育学の専門家であり、前回の指定変更許可基準の見直しに係る学区審議会の委員である葉養先生、中村先生をお願いいたしました。諮問内容につきましては、次のページの資料「諮問書」をご覧ください。(1)片浦中学校が平成22年3月末で閉校するにあたって、片浦地区の中学校区を変更することについて、どのようにするか、(2)片浦中学校の閉校に伴う経過措置として、平成21年度は特例措置として、指定変更基準を見直すことについての2点でございます。今後の学区審議会の予定といたしましては、第2回審議会を11月5日に、第3回審議会を11月10日に開催した後、答申を受ける予定となっております。次回の教育委員会定例会では、学区審議会の答申内容について、ご報告させていただきたいと考えております。以上でございます。

(質 疑)

桑原委員…一般公募の方はどういう方なのでしょうか。

学校教育課長…お一人は学校に通われているお子さんを持つ保護者の立場から意見を述べられたいという方を選びました。もうお一人は、片浦地区の事情に精通されており、片浦中学校の同窓会長を務められた方を選びました。

(その他質疑なし)

(5)日程第4 議案第19号 小田原市立学校条例の一部を改正する条例の提案依頼について(学校教育課)

提案理由説明…教育長、学校教育課長

青木教育長…それでは、議案第19号「小田原市立学校条例の一部を改正する条例の提案依頼について」御説明申し上げます。小田原市立片浦中学校の生徒数減少に伴い、平成22年3月31日をもって、小田原市立片浦中学校を閉校とするため、必要な条例の一部改正案を市議会に提出するよう市長に依頼

するものであります。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

学校教育課長…それでは、ご説明申し上げます。片浦中学校の問題については、昨年の

9月に片浦中学校に進学予定の10名のお子さんのうち8名が私立中学や他の公立中学に進学を希望するという連絡を受けて以降、その状況を把握するとともに、学校・地域の関係者、教育委員会で意見交換し、片浦地区の子どもたちにとってもっとも望ましい中学校のあり方について協議を行い、今年1月には、保護者・学校関係者、地域関係者などからなる「小田原市立片浦中学校のあり方を考える委員会」を発足させました。

教育委員会では、地域の皆さんとこの問題を考えていくにあたって、「子どもの幸せを第一に考える」、「地域の意見を最大限尊重する」の2つの基本方針で臨んでまいりました。片浦地区の4会場での住民説明会や保護者・中学生にアンケート調査を実施するなど、地域の皆さんや保護者の意見・要望を把握するとともに、あり方を考える委員会では、現に教育を受けている子どもたちのことを第一に考えるべきであるという考えのもと、様々な議論・検討がなされてきましたが、「小田原市立片浦中学校のあり方に関する提言書」がまとめられ、8月25日に教育長あて提出されました。

この間の状況につきましては、逐次教育委員の皆様方に情報提供させていただきましたが、去る8月27日の教育委員会協議会においては、この提言書の内容についてご説明させていただくとともに、教育委員会としては、地域の意見集約である提言書の内容を最大限尊重していくとの方針及び今後のスケジュールについてご説明し、ご了承いただきました。

新委員が就任されましたので提言書の概要についてご説明しますが、「平成22年3月で片浦中学校を閉校し、片浦地域の学区を城山中学とする。平成21年度は経過措置として、城山中学校への指定変更を認める。また、通学費の支援や教職員の配置、環境の変化に伴う子どもへのケアなどに努めること。」という内容でございます。片浦中学校は、学習環境が整い、きめ細やかな教育が受けられ、またどこよりも地域と密着した素晴らしい学校ですが、少子化の進行による生徒数の減少が進み、部活動や体育の集団競技、多角的なものの見方や考え方を学ぶなどの学習面における影響が大きくなり、不安に思うご家庭が増えたこと、また、交通の便も比較的良い

ことが、他の中学校への進学を促した原因と思われます。今年の片浦小学校の6年生は18名と近年では児童数が多いのですが、提言書が出された後の9月に行った意向調査では、全員が城山中学への進学を希望しています。また中学生ですが、2年生14名については、高校受験を目前に控えていることもあり、片浦中学校で卒業したいという意向であり、1年生の2名は片浦中学校で卒業したいものの、全校生徒が2名となってしまっは学校として成り立たないため、22年4月に転校したいとの意向です。これらの内容につきましては、市議会9月定例会、厚生文教常任委員会にて報告するとともに、10月14日から27日にかけて、片浦地区の江之浦、米神、石橋、根府川の4会場で住民説明会を開催したところです。地域の意見を十分尊重し、来年の4月1日以降も片浦地区の子どもたちが安心して教育を受けられる環境を整えるため、このため、12月市議会定例会において小田原市立学校条例の一部を改正するよう市長に対し意見の申し出をしようとするものです。内容につきましては、片浦中学校を平成22年3月31日をもって閉校することでございます。以上でございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(6) 日程第5 議案第20号 小田原市スポーツ振興審議会委員の委嘱について(スポーツ課)

青木教育長…それでは、議案第20号「小田原市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。小田原市スポーツ振興審議会委員につきましては、任期満了に伴う委嘱替えでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

スポーツ課長…それでは、ご説明申し上げます。スポーツ振興審議会は、「スポーツ振興法」第18条第2項、および「小田原市スポーツ振興審議会条例」の規定により、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から15名を定員として選出することになっております。前回の定例会におきまして審議いただきました本件でございますが、選出委員につきまし

て一部調整を要しましたので、本日改めて承認いただきたく提案いたします。改選されました方の紹介をいたします。社団法人小田原医師会から選出され委嘱しておりました、山口潤委員に代わり、遠藤郁夫様の推薦をいただきました。遠藤様におかれましてはスポーツ医学に精通され、その経験を活かし地域医療にも大いに活躍されております。つきましては、スポーツ振興審議会委員として適任と思いますので、委嘱いたしたく提案するものです。以上でございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(7) 委員長閉会宣言

平成20年11月20日

委 員 長

署名委員（桑原委員）

署名委員（山口委員）